北海道旭川方面士別警察署告示第３号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

令和８年10月15日

北海道旭川方面士別警察署長　　猪股　秀章

１　入札に付する事項

⑴　調達をする役務（各１時間当たりの単価）の名称及び調達予定数量

士別警察署庁舎敷地外除排雪業務

ア　除雪ドーザ（ホイール型、スノーバケット付、容量1.0㎥以上）　　40時間

イ　ダンプトラック（積載容量８ｔ以上）　　38時間

⑵　調達をする役務の仕様等　　委託業務処理要領による。

⑶　契約期間　　令和８年11月15日から令和９年３月31日まで

⑷　履行場所　　士別市東５条５丁目１番地　士別警察署庁舎敷地

２　入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

⑴　令和８年北海道警察旭川方面本部告示第118号に規定する旭川方面警察施設敷地除排雪業務に関する資格を有すること。

⑵　次の除排雪機械等を自己の責任において用意することができること。

ア　除雪ドーザ（ホイール型、スノーバケット付、容量1.0㎥以上）

イ　ダンプトラック（積載容量８ｔ以上）

３　制限付一般競争入札参加資格の審査

⑴　この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の５の２の規定による制限付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、２の⑵に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア　申請の時期

令和８年10月15日（木）から同月26日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前８時45分から午後５時30分まで。

イ　申請の方法

申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ　申請書類の提出先

郵便番号095-0015　士別市東５条５丁目１番地

北海道旭川方面士別警察署会計係

⑵　審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

４　契約条項を示す場所

北海道旭川方面士別警察署会計係

５　入札執行の場所及び日時

⑴　入札場所　　士別市東５条５丁目１番地　北海道旭川方面士別警察署２階会議室

⑵　入札日時　　令和８年11月５日（木）午後１時30分

⑶　開札場所　　⑴に同じ。

⑷　開札日時　　⑵に同じ。

６　入札保証金

入札保証金は、免除する。ただし、入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがあると認めるときは、入札保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

７　契約保証金

契約保証金は、免除する。ただし、契約を締結する者が契約を履行しないこととなるおそれがあると認めるときは、契約保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

８　郵便等による入札の可否

認めない。

９　落札者の決定方法

政令第167条の10第１項に規定する場合を除き、有効な入札をした者のうち、すべての入札金額(単価)が北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第１項の規定により定めたそれぞれの予定価格（単価）の制限の範囲内で、かつ、入札書記載の総価額（各入札金額（単価）にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計額）が最低である者を落札者とする。

10　落札者と契約の締結を行わない場合

⑴　落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

⑵　契約書の作成を要するとした契約について、落札決定から契約を締結するまでの間に落札者が指名停止を受けた場合は、契約の締結を行わないことができるものとする。この場合において、落札者は、契約を締結できないことにより生じる損害の賠償を請求することができない。

11　契約書作成の要否

⑴　この契約は契約書の作成を要する。

⑵　落札者は、落札決定後速やかに契約の締結方法について、書面で行うか契約内容を記録した電磁的記録で行うかを申し出ること。

12　その他

⑴　無効入札

開札の時において、２に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

⑵　最低制限価格

設定していない。

⑶　入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い

入札書に記載する金額は､消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず､消費税抜き価格相当額（単価）とすること。

なお、消費税等相当額は、当該代金の請求のときに加算すること（消費税等相当額を加算した合計金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）。

⑷　契約に関する事務を担当する組織

ア　名　　称　　北海道旭川方面士別警察署会計係

イ　所 在 地　　郵便番号　095-0015　士別市東５条５丁目１番地

ウ　電話番号　　0165-23-0110　内線231

⑸　前金払

前金払はしない。

⑹　概算払

概算払はしない。

⑺　部分払

部分払はしない。

⑻　入札の執行

初度の入札において、入札者が１人の場合であっても、入札を執行する。

⑼　入札の取りやめ又は延期

この入札は、取りやめること又は延期することがある。

⑽　入札執行の公開

この入札の執行は、公開する。

⑾　債権譲渡の承諾

契約の相手方が契約の締結後に中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第３条の４の

規定による流動資産担保保険に係る融資保証制度を利用しようとする場合において、この契約に係る支払請求権について契約の相手方が債権譲渡承諾依頼書を道に提出し、道が適当と認めたときは当該債権譲渡を承諾することができることとしているので、留意すること。

なお、承諾依頼に当たっては、道が指定する様式により依頼すること。

⑿　その他

この公告のほか、競争入札心得その他関係法令の規定を承知すること。